破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１１号
群馬県沼田市栄町96番地６
債務者　高橋　廣子
１　決定年月日時　平成23年２月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第１号
埼玉県越谷市大字大竹686番地３
債務者　工藤　洋子
１　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
千葉県山武市横田1075番地29
債務者　松村　茂男
１　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１５０号
岩手県花巻市南諏訪町24―６　シティプラザ花巻Ｆ棟206号、住民票上の住所岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第19地割108番地71
債務者　臼澤　　司
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１８５号
岩手県北上市鍛冶町３丁目１番47号、前住所岩手県花巻市東十二丁目第15地割74番地１
債務者　佐藤　春樹（旧姓照井）
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１８６号
岩手県花巻市上小舟渡214番地６　プランソレイユＪ棟、前住所仙台市若林区荒井字畑中３番地の１　ボヌール荒井Ⅲ―303
債務者　萱場　信栄
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第８号
埼玉県春日部市牛島149番地１　カームハイツ101
債務者　海老原　誠
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３６８３号
札幌市白石区東米里2189番地14
債務者　秋村　誠二
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３８７５号
札幌市南区豊滝442番地30
債務者　松本　智美（旧姓丹羽）
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１３０号
札幌市中央区南14条西19丁目３番21号
債務者　小玉　容子
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１６５号
札幌市西区発寒４条４丁目２番２―105号
債務者　安達　大輔
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０号
札幌市清田区清田８条２丁目10番21号
債務者　矢萩　充代
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２９号
札幌市北区北９条西４丁目10番地　沢田ビル507号
債務者　川村　真也
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４４号
札幌市東区北40条東３丁目１番１号　ラフォーレ41―403号
債務者　村田　純一
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６１号
札幌市白石区平和通７丁目北11番12―106号
債務者　竹中　信次
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１６２号
札幌市白石区平和通７丁目北11番12―106号
債務者　竹中三重子
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１７４号
札幌市厚別区厚別中央１条３丁目６番８―301号
債務者　川辺　節子
１　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部